

船舶事故等調査報告書

平成23年11月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011仙第24号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成23年4月5日 09時40分ごろ	
発生場所	山形県遊佐町吹浦漁港 遊佐町所在の羽後三崎灯台から真方位183° 2.9海里付近 (概位 北緯39° 04.0′ 東経139° 52.1′)	
事故等調査の経過	平成22年4月15日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 船番号、船舶所有者等</p> <p>A 漁船 第二十八寶生丸、2.9トン YM3-4147（漁船登録番号）、個人所有</p> <p>B 漁船 広洋丸、2.44トン YM3-3159（漁船登録番号）、個人所有</p>	
乗組員等に関する情報	<p>A 船長A、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定</p> <p>B 船長B、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定</p>	
死傷者等	<p>A なし</p> <p>B なし</p>	
損傷	<p>A 船首部外板に擦過痕</p> <p>B 左舷船首部に凹損及び揚網機損傷</p>	
事故等の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、吹浦漁港に入港しようとして北東進中、B船は、船長Bが1人で乗り組み、吹浦漁港を出港しようとして北西進中、平成23年4月5日09時40分ごろ、吹浦漁港の第3防波堤突端付近において、A船の船首部とB船の左舷船首部が衝突した。</p> <p>両船は、衝突直前に相手船に気付いた。</p> <p>A船は、第3防波堤突端を約10m離して約5ノット(kn)の速力(対地速力、以下同じ。)で北東進していたが、出港するB船が第3防波堤の陰で見えなかった。</p> <p>B船は、第3防波堤突端を約8m離して約5knの速力で北西進していたが、入港するA船が第3防波堤の陰で見えなかった。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 西、風速 約4～5m/s、視界 良好</p> <p>海象：波高 約1～2m、うねり 約1～2m</p> <p>潮汐：低潮時</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>A船は北東進中、B船は北西進中、吹浦漁港の第3防波堤突端付近において、両船が衝突したものと考えられる。</p> <p>A船は、吹浦漁港から出港する他船と左舷対左舷で航過できるよう、第3防波堤突端に接近して航行していたことから、第3防波堤に接近して航</p>

		<p>行していたB船に衝突直前に気付いたものと考えられる。</p> <p>B船は、第3防波堤突端に接近して航行していたことから、衝突直前にA船に気付いたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、吹浦漁港の第3防波堤突端付近において、A船が北東進中、B船が北西進中、B船が第3防波堤に接近して航行していたため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>	